尾北民商
7月25日号
尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAx 0587-54-1390

消費税10％増税延期でなく中止を！ 民主的税務行政を！

小牧税務署が収支内訳書提出を督促！

【当面の日程】

日	曜	会議、行事など
25	月	
26	火	無料法律相談
27	水	―全国事務局員交流会
28	木	
29	金	第３回三役会
30	土	
31	日	
8/1	月	
2	火	小牧税務署申し入れ 無料法律相談
3	水	第３回常任理事会
4	木	
5	金	
6	土	―愛商連幹部学校 愛婦協一泊研修会
7	日	NEXT-BMﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ
8	月	
9	火	無料法律相談
10	水	
11	木	
12	金	―夏期休業
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	無料法律相談
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	―全商連夏期研究集会
21	日	春日井民商祝賀会
22	月	拡大推進委員会
23	火	無料法律相談

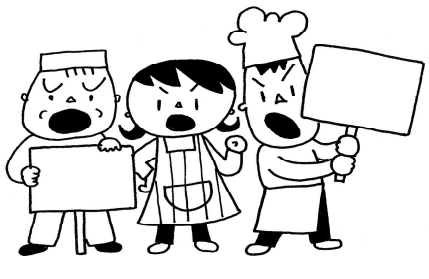

小牧税務署は、今年も7月15日付で収支内訳書提出の督促を行ないました。ここ数年「書類の提出について」という文書で、「回答書」まで同封しています。

文書には「行政指導として提出をお願いしているもの」としながら、提出期限を区切り、一般論ではありますが、わざわざ「税務調査の実施」について言及しています。

納税者を惑わず法定外の文書乱発をやめさせ、税務行政の民主化を求めましょう。

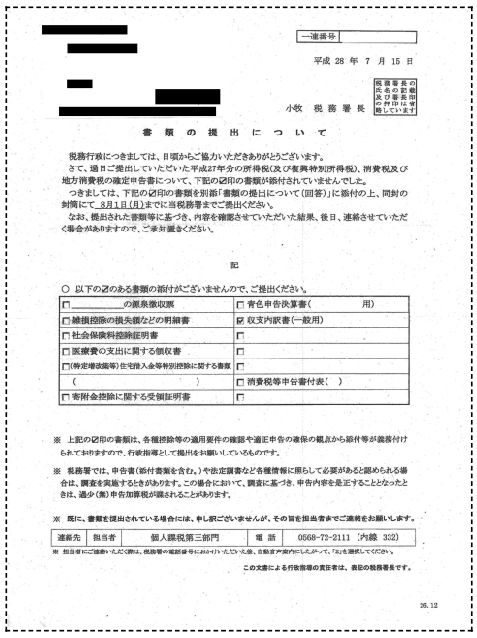

一連番号

平成 28 年 7 月 15 日

税務署長の氏名の記載及び署名押印に代えゴム印による印を押しています

小牧 税務署長

書類の提出について

税務行政につき出しては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、過日ご提出していただいた平成27年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の記印の書類が添付されていませんでした。
つきましては、下記の記印の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて、8月1日(月)までに当税務署までご提出ください。
なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただく場合がありますので、ご承知置きください。

記

○ 以下の②のある書類の添付がございませんので、ご提出ください。

□＿＿＿＿の派遣徴収票	□ 青色申告決算書（　　用）
□ 雑損控除の損失額などの明細書	☑ 収支内訳書(一般用)
□ 社会保険料控除証明書	□
□ 医療費の支出に関する領収書	□
□(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類	□
（　　）	□ 消費税等申告書付表（　）
□ 寄附金控除に関する受領証明書	□

※ 上記の記印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書(添付書類を含む。)や法定調書などを種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

連絡先	担当者	個人課税第三部門	電 話	0568-72-2111（内線 332）

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、貴殿の税務署長です。

35.12

収支内訳書は提出しなくても罰則はありません

収支内訳書にどう応えるかは納税者本人が決めることです。提出しなくても罰則はありません。小牧税務署でも、毎年の交渉で、収支内訳書が未提出でも「確定申告は有効」「不利益を与えない」と確認しています。

収支内訳書の提出をめぐっては第101国会・衆参大蔵委員会は「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行なっています。（衆院1984年3月28日・参院31日）

また、収支内訳書の提出を迫った事件で、国税庁は「収支内訳書の未提出をもって、あたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないようの万全の指導に努めてまいりたい」と答弁しています。（第161国会・衆院財務金融委員会）

税務署は提出された収支内訳書の内容を、所得税ばかりでなく、消費税の納税金額の根拠や課税業者かどうかの判定材料として重視しています。消費税調査のための売上把握に流用することは許されません。

9月6日（火）収支内訳書督促文書を返します

小牧税務署請願行動へ参加を！

収支内訳書提出の督促文書を返還する行動と合わせ、小牧税務署長あての請願を提出します。個人・法人を問わず、また業者でない方も含め大勢の参加で小牧税務署に請願したいと思います。

税務署も行動への参加者数を気にしています。この行動に参加することが、自らの納税者としての権利を守ることにつながります。税務行政の民主化を求めて、これまで以上の参加で成功させましょう。

日時：9月6日（火）　午前10時 開会

会場：小牧ラピオ4階（多目的室）